

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令

気象予警報等事務処理規程（昭和40年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><u>（受領事務担当室長）</u></p> <p>第2条 盛岡地方気象台からの気象予警報及び火災気象通報（以下「気象予警報等」という。）は、<u>総合防災室長</u>が受領するものとする。</p> <p>（気象予警報の処理）</p> <p>第3条 <u>総合防災室長</u>は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長。以下同じ。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>総合防災室長</u>及び広域振興局副局長は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、<u>総合防災室長</u>及び広域振興局副局長が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。</p> <p>（火災気象通報の処理）</p> <p>第4条 <u>総合防災室長</u>は、火災気象通報を受領したときは、対象となる地域の<u>市町村長</u>（<u>消防に関する事務を処理する一部事務組合</u>に加入している市町村の長を除く。）及び<u>消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者</u>に、一斉通知により通報するものとする。</p> <p>2 正規の勤務時間外、休日等における火災気象通報は、本庁</p> | <p><u>（気象予警報等の受領）</u></p> <p>第2条 盛岡地方気象台からの気象予警報及び火災気象通報（以下「気象予警報等」という。）は、<u>防災課総括課長</u>が受領するものとする。</p> <p>（気象予警報の処理）</p> <p>第3条 <u>防災課総括課長</u>は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局副局長（県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長。以下同じ。）並びに岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長（以下「関係課長等」という。）、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長に対して通知するときは、<u>原則として</u>総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>防災課総括課長</u>及び広域振興局副局長は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、<u>防災課総括課長</u>及び広域振興局副局長が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。</p> <p>（火災気象通報の処理）</p> <p>第4条 <u>防災課総括課長</u>は、火災気象通報を受領したときは、対象となる地域の<u>市町村長等</u>に、一斉通知により通報するものとする。</p> <p>2 正規の勤務時間外、休日等における火災気象通報は、本庁</p> |

の当直員が受領し、総合防災室長が定めるところにより、処理するものとする。

(気象予警報等受領担当者)

第5条 総合防災室長、広域振興局副局長、第3条第1項の通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。)を定めるものとする。

2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては広域振興局副局長に通知するものとする。

(所属長等に対する報告)

第6条 [略]

2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票(様式)を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、広域振興局の当直員にあつては広域振興局副局長に報告するものとする。

の当直員が受領し、防災課総括課長が定めるところにより、処理するものとする。

(気象予警報等受領担当者)

第5条 防災課総括課長、広域振興局副局長、第3条第1項の通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける関係出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。)を定めるものとする。

2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては防災課総括課長に、関係出先機関の長にあつては広域振興局副局長に通知するものとする。

(所属長等に対する報告)

第6条 [略]

2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては防災課総括課長に、広域振興局の当直員にあつては広域振興局副局長に報告するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。